

土木学会西部支部 沖縄会 規約

(名称)

第1条 本会は、土木学会西部支部沖縄会（以下「本会」という）といい、土木学会西部支部ブランチ(分会) 制度細則（平成23年7月25日制定）に基づくものである。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の土木技術の向上・研鑽・親睦交流、国際的視野に立った情報発信を行い、沖縄の自然・社会条件を踏まえた土木工学の発展と沖縄の振興および自立的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

1. 土木工学に関する研究発表会、講演会、見学会、視察等の実施
2. 土木学会活動の沖縄地域への普及・広報活動
3. 会員間の親睦に寄与する行事
4. 土木工学に関する図書、印刷物の刊行
5. 土木工学に関する奨励、援助
6. 土木工学教育及び土木技術者教育への支援
7. 土木関係資料の収集・保管・公開
8. その他本会の目標達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は次の資格を有するもので構成する。

1. 正規会員
 - A 沖縄県内に在住するか又、県域内の土木工学にたずさわる土木学会正会員・フェロー会員・名誉会員
 - B 沖縄県内に在住する土木学会学生会員
2. 特別会員
 - A 沖縄県内に在住するか又は、沖縄県内の土木工学にたずさわりの、本会の目的事業に賛同する個人
 - B 沖縄県内に在所するか又は、沖縄県内の土木工学にたずさわりの、本会の目的事業に賛同する団体特別会員の構成員は、将来的に土木学会正規会員となることが望ましい。

(入会及び会費)

第5条 特別会員に係る入会及び会費は次のとおりとする。

- 1 特別会員になろうとするものは、土木学会西部支部沖縄会細則(以下「細則」という)で定めるところにより入会手続きを行い、幹事会の承認を得なければならない。
- 2 特別会員は、細則(初年度は総会)において定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費は返還しない。

(退会)

第6条 特別会員で退会しようとする者は、所定の義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。また、特別会員の団体構成員は特別会員の退会と同時に退会したと見なす。

(除名)

第7条 会員が会(土木学会及び沖縄会)の名誉を傷つけまたは会の目的に反する行為をするに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

特別会員の団体構成員は特別会員の除名と同時に除名とする。

(会員資格の喪失)

第8条 前2条の場合のほか、会員は、次に該当するに至ったときは、その資格を喪失することができる。また、特別会員の団体構成員は特別会員の資格喪失と同時に資格喪失とする。

1. 第5条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計監事 2名
4. 運営委員 若干名
5. 幹事長 1名
6. 副幹事長 3名
7. 幹事 若干名

- 2) 幹事長、副幹事長は運営委員と兼務することができるものとする。

(役員を選任)

第10条 役員を選任方法は、次のとおりとする。

1. 会長および会計監事は本会に所属する会員の中から幹事会及び運営委員会の審議を経て総会で選任する。
2. 副会長は会長が委嘱する。
3. 運営委員、幹事長及び副幹事長並びに幹事は会長が委嘱する。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し、総会及び運営委員会の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合その職務を代行する。
3. 会計監事は、本会の会計監査を行い、総会に報告する。
4. 運営委員は、本会に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
5. 幹事長は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
6. 副幹事長は、幹事長を補佐し、必要に応じて幹事長の職務を代行する。
7. 幹事は、幹事長及び副幹事長とともに幹事会を構成し、幹事長及び副幹事長を補佐して会務を執行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2) 任期中の異動等により任務の遂行が不可能となった場合、原則として前任者の所属する機関からの推薦を受けるものとする。この場合、任期は前任者の残存期間とする。

(総会)

第13条 会長は、毎事業年度終了後、総会を開催し、また、必要に応じて臨時総会を開催する。

- 2) 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3) 総会は、次の事項について決議する。
 1. 沖繩会の事業報告及び収支決算の報告
 2. 沖繩会の事業計画及び予算
 3. 沖繩会の規約等の制定及び改正
 4. 会長、会計監事の選任
 5. その他、沖繩会運営に関する重要事項
- 4) 総会は、沖繩会に所属する正規会員及び特別会員Bの1/20以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員および会計監事をもって構成し、議長は会長がこれに当たる。

- 2) 運営委員会は、原則として年1回以上開催することとし、会長が招集する。
- 3) 運営委員会は、次の事項について決議する。
 1. 沖繩会の事業報告(案)、収支決算(案)
 2. 沖繩会の事業計画(案)及び予算(案)
 3. 会長候補者及び会計監事候補者の選出
 4. その他、沖繩会総会の権限に属するものを除く、沖繩会運営に関する基本的事項
- 4) 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

(幹事会)

第15条 幹事会は、幹事長、副幹事長及びすべての幹事をもって構成し、議長は幹事長がこれに当たる。

- 2) 幹事会は、原則として年2回以上開催するものとし、幹事長が招集する。
- 3) 幹事会は、総会で承認された事業計画及び予算に基づき、会務を執行するとともに、年度途中で発生した会務運営に関する事項の具体策を検討し、実施する。
- 4) 幹事会の運営については、幹事会が別途運営細則を定める。
- 5) 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

(委員会)

第16条 会長は、第3条の事業を行うために、次の委員会を設けるものとする。また、必要があるときは、原則として運営委員会の審議を経て、新たな委員会を設けることができる。

1. 沖繩の土木技術を世界に発信する会
2. 技術委員会
- 2) 各委員会は、会長が委嘱した委員長および委員によって構成する。
- 3) 各委員会の運営細則は、各委員会が別途定めるものとする。

(事業報告、事業計画、収支決算及び予算)

第17条 本会の事業報告、事業計画、収支決算及び予算は毎年度の当初において幹事会で作成し

運営委員会の承認を得て総会に諮るとともに、土木学会西部支部幹事会に報告するものとする。また、西部支部からの支援を受けようとする事業については、西部支部幹事会の承認を諮るものとする。

(経費等)

第 18 条 本会の経費は特別会費を徴しこれにあてるほか、西部支部からの交付金、事業に伴う収入および協力金による。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務所)

第 20 条 本会の事務所は浦添市勢理客 4 丁目 18 番 1 号、(一社)沖縄しまたて協会内に置く。

(規約の変更)

第 21 条 この規約は総会の決議を得なければ変更することが出来ない。ただし、軽微なものはこの限りでない。

(その他)

第 22 条 本会は土木学会定款、規則及び西部支部規定を遵守し活動を行うものである。

- 付則)
1. この規約は平成 23 年 9 月 20 日より施行する。
 2. 初年度は会長及び会計監事を総会で選任する。
 3. 初年度は特別会員 A、特別会員 B を総会で承認する
 4. この規約は平成 24 年 7 月 4 日より施行する。
 5. 平成 29 年 7 月 18 日一部改定
 6. 令和元年 6 月 5 日一部改定